

電子申請を行う際の提出書類について

電子申請を行う際の提出書類については、以下のとおりとします。

1. 添付書類の提出方法

以下の①～⑨については、1つのPDFファイルとし、以下の順番で申請毎に添付してください。
PDFファイルは、1ファイル10MBまで添付可能です。

ファイル名は、電子申請の日付(半角)申請者名として下さい。(例:20190111田中水産1)

- ① 「まぐろ資源の保存及び管理の強化に関する特別措置法(平成8年法律第101号)第10条の規定に基づく報告の徴収について」(平成30年3月6日付け農林水産省指令29水管第2886号)に基づく報告書の写し(ただし、冷凍まぐろ類を輸入しようとする報告書(いわゆる「様式1」)は除く。様式1の取扱いは、後述。ここで添付するのは、みなみまぐろの輸入に関する報告、メキシコ産太平洋くろまぐろの輸入に関する報告、外国まき網船が漁獲した冷凍まぐろ類に関する報告)の写し
- ② くろまぐろ及びみなみまぐろの場合は漁獲証明書、めばち又はめかじきの場合は統計証明書の写し
- ③ 当該貨物を漁獲した漁船の船舶国籍証書の写し
- ④ 当該貨物を漁獲した漁船の船籍が過去に変更されたことがあるものについては、前船籍の船舶国籍証書の写し
- ⑤ 当該貨物を漁獲した漁船が、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合の提出書類(冷凍鮪生魚片証明書等)の写し
- ⑥ 漁船が大型まぐろ漁船であって、当該貨物が大西洋(地中海を含む。以下同じ。)、東部太平洋、インド洋若しくは中西部太平洋の洋上又は当該海域に沿う港内において運搬船に転載された場合は、転載申告書(Transshipment Declaration)及びPort clearanceの写し
- ⑦ 漁船の所有者と使用者が異なる場合は、そのことが確認できる書類(チャーター契約書等)の写し
- ⑧ 当該貨物(ただし蓄養されたものを除く。)を漁獲した漁船が操業した海域が大西洋、東部太平洋、インド洋若しくは中西部太平洋の場合、関係する地域漁業管理機関のホームページの漁獲許可船リストに掲載された漁船情報の写し
蓄養されたものである場合、地域漁業管理機関のホームページの正規蓄養場リストに掲載された蓄養場に係る情報の写し
- ⑨ 当該貨物の数量、原産地、船積地域及び船積港が確認できる書類(船荷証券又は航空貨物運送状等の写し及びインボイス又は契約書等)の写し

1つの
ファイル



10MBまで

ファイル名:
20190111〇〇
(輸入業者・通関
業者名)1

複数申請する
場合は、業者名の
後に数字を入れて
ください。

(注) 電子申請では、**いわゆる「混じり」の申請はできません。**
証明書まぐろと非証明書まぐろの申請は、別々に行ってください。



いわゆる「様式1」については、以下のとおり提出してください。

- ① 電子申請においては、原則、当庁が示すエクセル様式で作成してください（後日、水産庁ホームページにファイルを掲載します）。申請毎に前ページのPDFとともに、エクセルファイルを添付してください。
- ② ファイル名は、電子申請の日付（半角）申請者名として下さい。（例：20190111田中水産）

（様式1）

冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書

農林水産大臣 殿

住 所

TEL

FAX

報告者名

担当 者 名

報告年月日

印

（署名した場合には押印を省略することができます。）

以下のとおり報告します。

【電子申請の受付番号

】

1. 漁獲した漁船（※通し番号： 1 ）

船 名

前 船 名

船 籍

前 船 籍

漁業種類

IMO 番 号

建 造 年

年

建 造 所

全長（登録長）

m（ ）m

所 有 者

住 所

使 用 者

住 所

2. 運 送

運送方法

船 名

航海番号

運行者会社名

随揚予定港

船荷証券番号

3. 輸 入 予 定 年 月 日

4. 輸 入 後 の 販 売 先

TEL

5. 輸 入 し よ う と す る 冷 凍 ま ぐ ろ 類 の 魚 種 別 情 報

魚 種

製品形態

重 量（Kg）

漁獲時期

漁獲海域

船積地（港）

kg

～

kg

6. 海運貨物取扱業者名

受付番号（水産庁が記載）

【水産庁指定のエクセル様式】

入力内容は、現行と変更ありません

電子申請に添付する様式1は、押印を省略することができます。

当初申請時には、電子申請の受付番号の記載は不要です（水産庁で記載）。

ファイル名は以下のとおりです。

ファイル名：20190111〇〇
（輸入業者・通関業者名）

2. 検量数量が当初申請数量を上回った場合の申請（追加申請）、複数の漁船について申請し、検量後の商品別数量の合計値は申請数量を下回ったが、漁船別に見て申請数量を上回った場合（様式1のみの報告）、検量の結果、当初申請していなかった魚種が混入していた場合（混入）について

(1) 追加申請の提出書類は、以下のとおりです。

【1つのPDFにして提出】

- ① 当初申請時に提出した様式1をPDFファイルにしたもの
- ② 追加申請数量の計算過程が分かる資料
- ③ 上回った数量について、追加分の統計証明書の写し
- ④ 上回った数量について、台湾、中国、フィリピン又はインドネシア船籍の超低温冷凍大型はえ縄漁船の場合に添付する証明書（輸日証等）の写し
- ⑤ 検量証明書、輸入許可通知書又は入庫証明書の写し

【エクセルファイルで提出】

- ① 上回った数量についての様式1

2

(2) 追加申請の場合、添付するエクセルファイルの様式1には、「追加」と記載してください。

(様式1)

冷凍まぐろ類を輸入しようとする場合の報告書

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所

TEL

FAX

報 告 者 名

印

(署名した場合には押印を省略することができる。)

担 当 者 名

報告年月日

追加

以下のとおり報告します。【電子申請の受付番号

1. 漁獲した漁船(※通し番号: 1)

船 名	前 船 名
船 籍	前 船 籍
漁業種類	
IMO 番号	
建 造 年	年 建造所
全長(登録長)	m () m
所 有 者 社 会 名	
住 所	

「追加」と記入。

電子申請の受付番号の記入は不要

(3) 複数の漁船について申請し、検量後の商品別数量の合計値は申請数量を下回ったが、漁船別にみて申請数量を上回った場合においては、様式1の報告をお願いしております。

様式1のみの報告を行う場合には、電子申請システムを利用して報告することはできません。
現行と同様、紙媒体で水産庁に報告をお願いします。

(4) 検量の結果、当初申請していなかった魚種が混入していた場合には、様式1には「混入」と記載してください。追加申請ではなく、新たに申請してください。

(5) 航空機により冷凍のキハダマグロを輸入する場合についても、電子申請システムを利用して報告することはできませんので、紙媒体で水産庁に報告をお願いします。

(6) 当初の申請が電子申請の場合、追加申請及び混入の申請は、可能な限り電子申請で行ってください。当初の申請が紙申請の場合は、可能な限り紙申請で行ってください。

3. 申請件数の連絡について

紙申請の場合と同様、電子申請の場合も、1日当たりの申請件数が20件(漁船隻数ベース)を超える場合には、申請日前日の午後5時までに水産庁(TEL:03-3502-8204)に連絡をお願いします。

4. 輸入した後の手続き(いわゆる「様式2」の提出)について

電子申請で報告することはできません。現行と同様、紙媒体での報告をお願いします。

(様式2)

冷凍まぐろ類を輸入した場合の報告書

農 林 水 産 大 臣 殿

住 所

TEL

FAX

報 告 者 名

印

(署名した場合には押印を省略することができる。)

担 当 者 名

報告年月日

年

月

日

以下のとおり報告します。

1. 確認書の申請時に水産庁が交付した様式1の写しに記載された受付番号
(電子申請の場合は、電子申請の受付番号)

2. 輸 入 年 月 日

3. 様式1による報告年月日

4. 漁獲した漁船(通し番号: 1) ※ 漁船ごとに記載すること。

電子申請を行った場合には、
電子申請の整理番号を記入
してください

(1) 漁獲証明書

(a) 太平洋くろまぐろ(トウヌス・オリエンタリス)の漁獲証明書

(b) みなみまぐろの漁獲証明書

(c) 平成28年6月3日以前に漁獲した大西洋くろまぐろ(トゥヌス・ティヌス)の漁獲証明書

(d) ICCATのホームページにおいて、旗国等が電子漁獲証明制度の運用を停止している旨公表されている場合に紙ベースで作成された大西洋くろまぐろの漁獲証明書

申請後、交付される電子申請の整理番号を、証明書原本の下部の余白に記入してください。

[illegible]

原本は、水産庁漁業調整課まで持参し、返却時は取りに来て下さい。

やむを得ない場合は郵送での提出・返却も可。

0000410233 ←電子申請の整理番号を記入

原本は、漁業調整課に持参するか、やむを得ない場合は郵送してください。返却の際も、やむを得ない場合を除き、水産庁に取りに来ていただくようお願いします。

発送は特定記録又は簡易書留等配達記録が残るものを利用してください。ただし、郵送の費用は申請者の負担となります。

また、郵送での返却を希望する場合には、特定記録又は簡易書留等の必要料金分の切手を貼った上で、宛先、住所を記載した返信用封筒を同封してください。

【証明書を持参する場合】

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁 資源管理部 漁業調整課 海洋漁業資源管理班 宛て

受付日：月曜日から金曜日（行政機関の休日は除く）

時 間:午前10時～午前11時45分まで、午後1時30分～午後3時まで

窓 口:水産庁資源管理部漁業調整課(農林水産省本館8階ドアNo.812)

【証明書を郵送する場合】

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

水産庁 資源管理部 漁業調整課 海洋漁業資源管理班 宛て

(2)統計証明書

めばちまぐろ及びめかじきの統計証明書の原本は、水産庁に提出する必要があります。
申請後、交付される電子申請の整理番号を、証明書原本の下部の余白に記入してください。原本は、
漁業調整課に持参するか、やむを得ない場合は郵送してください。
証明書を持参する場合の場所・時間及び郵送については、前ページに同じです。

0000410230

電子申請の整理番号を記入→

0000410231

原本は漁業調整課宛てに可能な限り持参。やむを得ない場合は郵送も可。